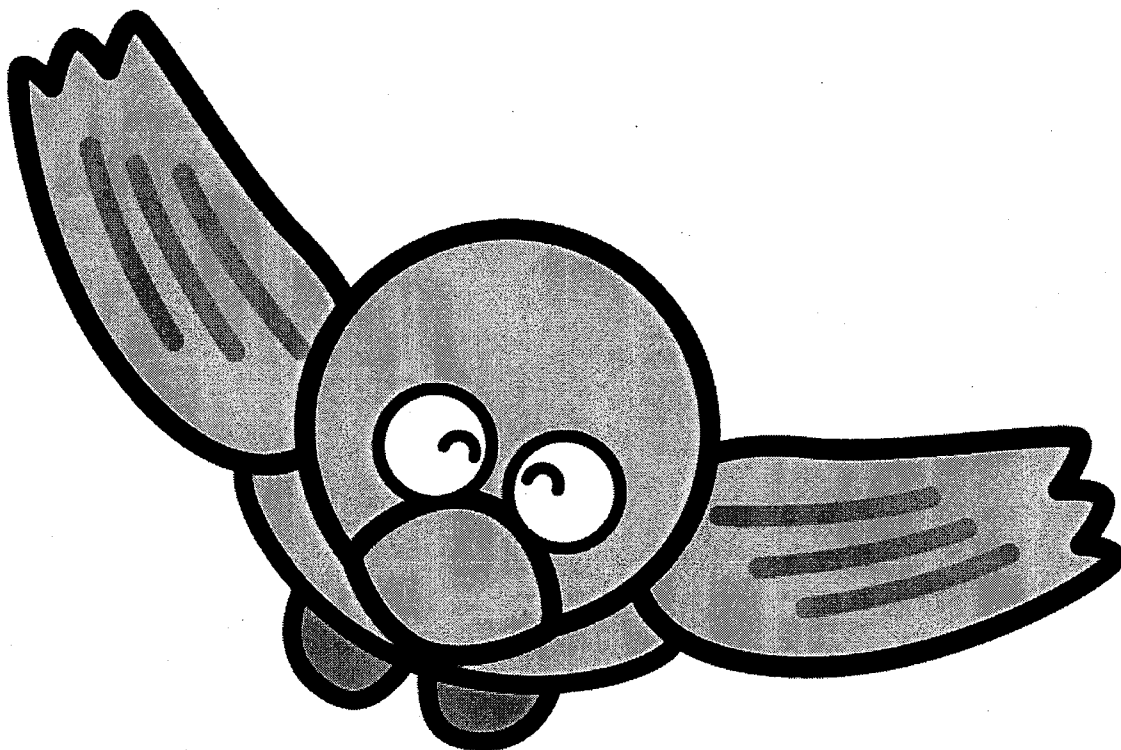


Ⅲ 暴力行為防止対策編



◇さらに深めるための参考資料の紹介（出典資料含む）

・明るく安心して学べる学校づくりのために

—暴力行為防止の対策と具体例—

平成23年1月埼玉県教育委員会

・生徒指導提要（平成22年3月 文部科学省）P. 169～P. 172

・平成23年度 非行防止連携充実会議報告書

（各学校警察連絡協議会の活動状況や後援会等の情報が掲載されています。）

1 暴力行為防止のポイント

(1) 校内指導体制でのポイント

授業規律の確立

- ・児童生徒にとって、学校生活の大半は授業である。授業規律を確立し、魅力ある授業を展開することは、暴力行為防止の基盤である。
- ・学校・学年・教科等で、学習上のルールが徹底されているか確認する必要がある。

教員の共通理解・共通行動

- ・日頃から教員の役割分担を明確にし、対応マニュアル等の周知を図る。
 - ・教員によって指導内容に温度差がないように努め、児童生徒との絆を深め、信頼関係を築くことが重要である。
- ※あいまいな指導はしない。指導の見届け、指導の完結を図る。

初期対応の徹底

- ・「服装が乱れはじめた」「時間にルーズになりはじめた」「清掃をしなくなりはじめた」等、初期対応の指導が重要になる。
- ※小さな問題行動を見逃さない。見逃しを積み重ねない。
- ・年度当初、学期はじめ等の時期に集会や授業の約束をはじめ、学校生活のきまりを徹底することが重要である。

(2) 家庭・地域との連携のポイント

連絡を密にする

- ・日頃から、保護者、地域、関係諸機関と連絡を密にする。
- ※問題が大きくなってから連絡すると「何故もっと早く連絡しなかったのか」と批判を浴び、信頼関係を築くことが難しくなる。
- ・日頃から、地域行事等に積極的に参加する。

情報をオープンにする

- ・保護者や地域の方に校内巡回やサポートチームへの協力等を

依頼する場合、出来る限り情報をオープンにしている学校の方が、協力を得られている。

(3) 小中連携のポイント

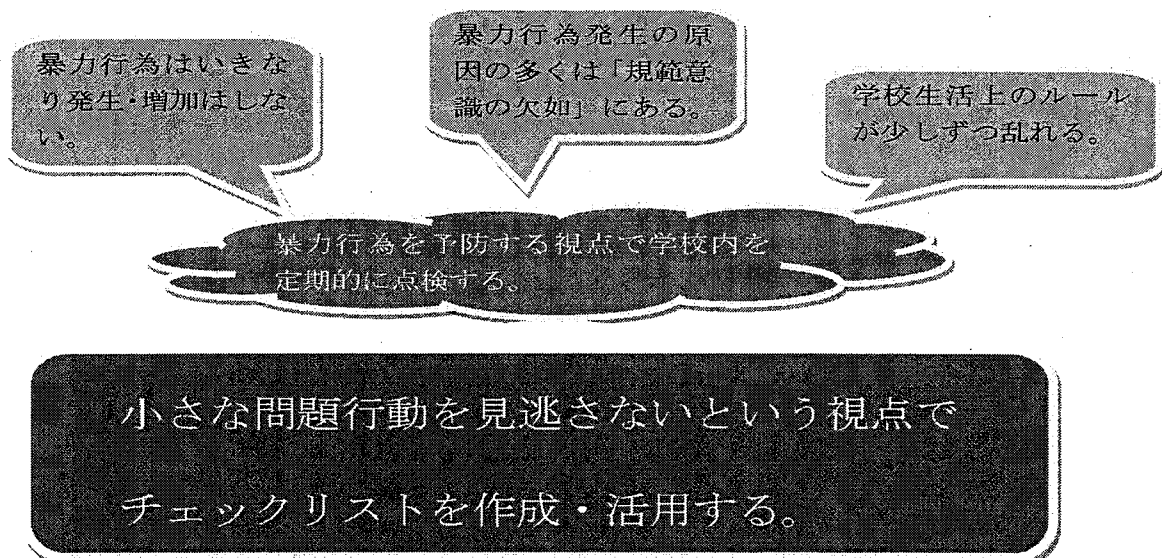
情報連携から行動連携へ

- ・小・中学校間の情報連携が不足していると、適切な生徒指導を継続することが困難である。1年間通して定期的に情報交換の場を設定する。
- ・「授業の約束」や「学校生活のきまり」など、9年間を見通した生徒指導方針を立て、「小学校で指導すること」「中学校で指導すること」「共通に指導すること」を明確にし、実践していくなどの行動連携を図る。
- ・「中学校の生徒指導は小学校から」という共通認識を持つ。

学校文化の違いの相互理解

- ・小学校と中学校では学校文化が違う。その違いを教員が相互に理解し合うことにより連携は深まる。
- ・児童生徒の交流の場を設定する。また、夏季休業中等を利用した小・中合同研修会など、教員の交流の場を設定することも考えられる。
- ・中学校の生徒指導委員会や生徒指導部会に、小学校の生徒指導主任等が参加をすることも1つの方策である。

2 暴力行為防止のチェックリストの作成・活用



【暴力行為防止チェックリストの参考例】

	チェック欄	チェック項目
授 業 中		はじめとおわりの挨拶の音が小さくなってきた。
		チャイム着席を守れない児童生徒が増えてきた。
		授業開始時に授業道具を机の上に出していない児童生徒がでてきた。
		授業中の姿勢が悪い児童生徒がでてきた。
		授業中の服装の乱れが気になりはじめてきた。
		発言や話し合いの仕方など、授業中の約束がルーズになりはじめてきた。
		通学用靴やサブバックが机脇のフックやロッカーに整理整頓されていない。

	チェック欄	チェック項目
校 内 整 備		通学用自転車置場が乱雑な状況になってきた。
		上履き、下履きの区別をつけない児童生徒が気になりはじめた。
		校内掲示がはがされたり、落書きをされたりするようになってきた。
		トイレにトイレットペーパーが無い、水道に石けんが無いなど、あたり前のものが無い状態が続いている。
		廊下や階段などにゴミが落ちており、清掃が行き届いていない。
		飴やガムなどの包みが校内に落ちている。
		清掃用具や体育用具、飼育小屋などの整理整頓ができていない。

	チェック欄	チェック項目
生 徒 指 導		児童生徒の言葉遣いが乱れてきている。
		休み時間などに奇声を発する児童生徒がいる。
		児童生徒間のトラブル発生時に複数の教員による迅速な対応ができていない。
		教員と児童生徒間にトラブルが発生した場合、複数の教員による迅速な対応ができていない。
		児童生徒を指導した場合、指導が完結されていない。
		他学年の生徒指導の様子が把握できていない。
		トイレや余裕教室など、教員の目の行き届かない場所にたむろすることが多くなってきた。

※上記は参考例である。学校の実態に合わせ、「登下校時間」「休み時間」「放課後」など、児童生徒の学校生活の節目ごとにチェックリストを作成する方法もある。また、教育に関する3つの達成目標の「規律ある態度」の達成率の低い項目を入れる方法も考えられる。

【暴力行為防止チェックリストの活用の流れ】

チェックリストの作成

※「小さな問題行動等を見逃していないか」「教員の共通理解・共通行動ができてきているか」という視点が作成のポイント。



教員によるチェックの実施

※ 学校生活の節目ごとに定期的に実施



生徒指導担当者等で集計



生徒指導委員会等で集計結果を検討

【検討の視点】

- ・ 教員間の意識の差を把握する。
⇒ 全ての教員に危機意識を持たせる。(共通理解)
- ・ 共通理解・共通行動の達成状況を把握する。
⇒ 今後の指導方針を明確にする。(共通行動)



職員会議等で周知・徹底・指導の実践



指導結果の確認・見届け

3 暴力行為に対する対策と具体例

【対策1】 朝のあいさつ運動や下校時等のパトロールを実践する

具体例

(1) 朝のあいさつ運動を実践する

フレッシュ・モーニング・ウィークとして、1週間ごとに全校の児童生徒が輪番で朝のあいさつ運動を行う。児童会や生徒会の役員、委員会活動の一環として、朝のあいさつ運動を行う。

児童生徒だけでなく教員も一緒になってあいさつ運動を行う。

保護者や地域の方があいさつ運動に参加している学校もある。

あいさつ運動を行う曜日を決めたり、重点期間を設けるなど、集中的に取り組んでいる学校もある。

小・中学校合同であいさつ運動に取り組む方法もある。

(2) 下校時等のパトロールを実践する

自治会等に児童生徒の下校時刻を知らせて、下校時のパトロールを依頼する。

学校応援団のメンバーを中心に下校時パトロールを行う。

町内放送（防災無線）で児童生徒の下校時刻を知らせている地域もある。

非行防止のために、教員が地域の健全育成組織の方と連携して学区内のパトロールを行う。

通学路に教員を配置して下校時のパトロールを行う。

ここがポイント！

- (1) あいさつ運動や下校時等のパトロールを実施することで、児童生徒の登下校時の様子を把握することができる。また、その場で服装等の指導ができる。
- (2) 全校の生徒があいさつ運動に参加することで、あいさつをする側とされる側を経験し「あいさつをすると気分が良い」ことを実感する。すると、登校後の学校生活でもあいさつをする生徒が増え、暴力行為を起こさせない雰囲気醸成することができる。
- (3) 保護者や地域の方との連携により、学校の生徒指導に対する理解と協力を高めることができる。

【対策2】 小中連携の推進による生徒指導体制を確立する

小・中学校の連携不足を解消し、9年間を見通した生徒指導体制を確立することで、暴力行為等の生徒指導上の問題行動を未然に防ぐ。小・中学校の連携は、「中1ギャップ」解消や「学力向上」等への効果が期待されるため、推進している学校が増えている。

具体例

(1) 教員相互の交流

- ・夏季休業中等に小・中学校合同で生徒指導に係る研修会を実施する。
- ・授業研究会を実施し、小・中学校の教員が互いに参観する。
- ・小・中学校の教員で「出前授業」を実施する。
- ・定期的に「小中連絡会」を開催する。
- ・いつでも教員がお互いの学校を訪問できるように「FREE・VISIT（フリー・ビジット）」を実施している学校もある。

(2) 児童生徒の交流

- ・夏季休業中等を活用し、小学生の「部活動体験」を実施する。
- ・歌声交流会を実施する。
- ・小学生の「中学校訪問」「中学校体験入学」等を実施する。

(3) 小・中学校同一歩調の指導方針・体制

- ・「生徒指導マニュアル 小学校版・中学校版」を合同で作成する。
- ・「授業の約束 小学校版・中学校版」を合同で作成する。

*小・中学校の教員が合同で協議し、授業規律を中心に、9年間を見通した学校生活の確立を目指している。

(4) 小学校の生徒指導担当教員による定期的な中学校訪問

小学校の生徒指導主任等が、定期的（週に2回程度）に児童の進学先の中学校を訪問し、授業の補助をしたり、生徒指導部会等に参加したりする。

ここがポイント！

- (1) 小中連携を積極的に推進することで、教員の相互批判・相互不信の解消につながる。
- (2) 小学校と中学校では学校文化が違う。その違いを教員が相互に理解し合うことで連携は深まる。
- (3) 基礎学力の定着、学力の向上を図ることが、暴力行為等の問題行動の予防・減少につながると考えている教員は多い。
放課後や夏季休業中等の補習だけでなく、9年間を見通した授業規律の確立など、通常の授業改善を図ることが重要である。
- (4) サポートチームを活用して、小中連携を推進している学校もある。

【兼務発令を活用した取組】

小学校の教員を中学校へ、中学校の教員を小学校へ兼務させ、小学校6年生、中学校1年生を中心に授業を受け持つ。また、兼務教員と合同で家庭訪問を実施したり、生徒指導委員会等に参加したりして、きめ細かい情報連携や行動連携を実践している。実施地域は下記のとおり。

- ・ H21年度 → 北本市
- ・ H22年度 → 北本市、川口市、越谷市、本庄市、毛呂山町
- ・ H23年度 → 全県で87校

* 上記の取組は、「中1ギャップ」解消を目指して実施しているが、小学校と中学校の円滑な接続を図ることで、不登校児童生徒の解消だけでなく、いじめ・暴力行為等の防止にも効果が期待される。

【対策3】1日の学校生活の中に静寂な時間を設ける

具体例

(1) 全校で朝読書に取り組む

落ち着いて1日の学校生活をスタートさせるため、毎朝または曜日を決めて10～15分程度の朝読書に全校で取り組む。

(2) 無言清掃に取り組む

昼または放課後に行う清掃活動は、音楽を流さず、私語をせず無言で行う。教員も原則として無言で児童生徒とともに清掃活動を行う。

(3) 無言集会の実現に取り組む

集会（朝礼）時の私語や悪ふざけ等を防止するため、集会時間内だけでなく入退場も無言で行う。そのため、体育館への入り方や整列の位置・仕方などから検討を行う。

ここがポイント！

- (1) 朝読書の定着を図るためには、学級担任も教室で児童生徒とともに朝読書を行うなど、朝の日課表の工夫が大切である。
- (2) 落ち着いて1日の学校生活をスタートさせ、落ち着いた状態で1日の学校生活を終えるため、「朝読書」と「無言清掃」に取り組んでいる中学校もある。
- (3) 取組をはじめするには、十分に教員の共通理解を図ることが重要であり、児童生徒にもその趣旨を十分に説明することが必要である。（前年度の学校評価で十分に検討することが重要）
- (4) 「無言集会」の実現には、卒業式の練習がチャンスであり、教員が一致団結して取り組み、その後の修了式、新年度へと継続して取り組む方法もある。
- (5) 同じ学区内で、小・中学校が連携して取り組むと、より一層効果が期待できる。

【対策4】 児童生徒のコミュニケーション能力を高める

暴力行為が増加した要因の1つとして、「自分の気持ちを相手に上手く伝えられずにキレてしまう」「自分の感情がコントロールできず、人や物にあたる」等の児童生徒が増えたことがあげられる。そのため、暴力行為防止のために、教育相談的手法を活用して児童生徒のコミュニケーション能力を高めることに重点を置いている学校もある。

具体例

(1) 構成的グループエンカウターの実践

(2) ソーシャルスキルトレーニングの実践

(3) アサーショントレーニングの実践

ここがポイント！

- (1) 年度初めや学期初めなどの時期に構成的グループエンカウター等を導入することで、児童生徒相互だけでなく担任と児童生徒との人間関係づくりに効果があり、暴力行為の防止につながる。
※導入する際は、意図的、計画的に実施すると効果が上がる。
- (2) 構成的グループエンカウター、ソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニングの手法は、学校カウンセリング研修会や年次研修会等で多くの教員が学んでいる。学んだことを実践することで教員としての指導力向上にもつながる。
- (3) ソーシャルスキルトレーニング及びアサーショントレーニングのプログラムについては、県立総合教育センターのホームページから閲覧できる。

【対策5】 問題行動の実態に応じたサポートチームを編成する

各学校が抱えている生徒指導上の課題はそれぞれ異なり、なかには特殊なケースもある。各学校が抱えている問題行動の実態に応じたサポートチームを編成し、暴力行為の防止を図る。

具体例

(1) 大型ショッピングセンター近隣の学校のサポートチーム

- ・新たにできた大型のショッピングセンターの近隣の学校でサポートチームを編成し、暴力行為を含めた問題行動の未然防止に努める。

(2) 複数の市町村でサポートチームを編成

- ・問題行動を繰り返す生徒が近隣の市町村に転出し、転出先でも非行グループを形成したため、市町村を越えてサポートチームを編成する。

(3) 特別支援学校と連携したサポートチーム

- ・特別な配慮を要する児童生徒への専門的な知識が豊富な特別支援学校の特別支援教育コーディネーターをメンバーに加えてサポートチームを編成する。
- ・WISCを実施し、効果的な支援策について協議した。

ここがポイント！

- (1) 各学校が抱えている課題に対応したチーム編成のため、教員の意識も高く、関係機関との行動連携も容易に図ることができる。
- (2) サポートチーム会議（年に2～3回）以外に、ケース会議を行いやすくなった。
- (3) サポートチーム編成には、地域非行防止ネットワーク推進員がコーディネーター役となる。
- (4) 小中連携だけでなく、小小連携、中中連携も推進できる。

【対策6】 特定の児童生徒を対象としたサポートチームを編成する

指導に応じず暴力行為等を繰り返し起こすなど、学校だけでは対応が困難な児童生徒に対して、関係機関等からなる個別のサポートチームを編成して対応する。

具体例

(1) 保護司と連携したサポートチーム

- ・逮捕事案が発生した学校では、暴力行為の再発防止のために学校とPTA役員、保護司でサポートチームを編成する。

(2) 児童生徒の課題に応じた個別のサポートチーム

- ・児童生徒の課題に応じて、構成の異なる複数の個別サポートチームを編成して対応する。
 - Aチーム → 暴力行為、喫煙等を繰り返す男子への対応
 - Bチーム → 問題行動を繰り返す女子への対応
 - Cチーム → 児童養護施設等との連携対応
 - Dチーム → 不登校児童生徒への対応

ここがポイント！

- (1) 少人数でのチーム編成のため、行動連携を図りやすい。
- (2) 暴力行為等を繰り返していた児童生徒が、落ち着いて学校生活を送るようになったことで、学校全体が落ち着きを取り戻した。

【サポートチーム編成校へのアンケート調査より】

サポートチーム編成校の97%が、「サポートチームを編成して良かった」と回答しています。次のような具体的な効果があります。

- ・「関係機関との連携がスムーズになった」
- ・「地域・保護者との連携が円滑になり、信頼関係が深まった」
- ・「教職員の生徒指導に対する意識が高揚した」

※ 暴力行為の防止には、教員と児童生徒との信頼関係を築くだけでなく、保護者や地域、関係機関の方に理解と協力を求め、信頼関係を築いていくことも重要である。

地域非行防止ネットワーク推進事業に係るサポートチームを編成し、学校における非行防止のネットワークを形成することで、暴力行為の防止が図れる。